【必要書類の提出について】

申請者本人は、技能訓練講座修了日から６か月以内（令和８年３月３１日まで）にキャリアアップ促進給付金交付申請書（別記様式第１号）に次の書類等を添付の上、市に申請してください。なお、申請書には日付・給付金額は記載しないでください。

◎添付してもらう書類等の一覧

チェック	提出書類等	利用目的
	免許証、マイナンバーカード、又はパスポート	申請者本人の確認のため
	雇用保険被保険者資格喪失確認通知書(被保険者通知用) 様式６の3(2)、雇用保険受給資格者証、又は離職票のいずれか（※該当する方のみ提出してください。）	失業状態の確認のため
	求職申込書（ハローワークカード等） （※該当する方のみ提出してください。）	求職活動の確認のため
	技能訓練修了証明書（別記様式第２号） （指定技能訓練実施者が証明したもの）	技能訓練修了の確認のため
	技能訓練経費の領収書（コピー不可）	経費の確認及び国の制度との重複給付回避のため
	給付金の入金を受ける通帳又はキャッシュカード	振込先の口座確認のため
＼	口座振替請求書（手続の際に窓口にてご記入をお願いします。）	口座振替の請求のため
	朱肉の印鑑（窓口にて関係書類に押印いただきます。）	申請書・請求書押印のため

◎お問合せ・申請先

山形市商工観光部働きやすさ追求室（市役所本庁舎　６階）
電話６４１－１２１２　内線４１１

◎Ｅメールによるお問い合わせ

hataraki@city.yamagata-yamagata.lg.jp

◎申請手続の流れ

①技能訓練修了 → **（六か月以内）** → **②市に給付金交付申請** → **③市の交付決定** → **（約一か月）** → **④給付金の交付**

※ 給付金交付申請は、
令和7年4月1日から
令和8年3月31日までです！！

（参　考）

申請書が受理されてから次の通知が、本人あてに通知されます。

働　き　第　　号
令和　　年　　月　　日

様

山　形　市　長　　㊞

令和７年度キャリアアップ促進給付金の交付決定及び額の確定について（通知）

令和　　年　　月　　日付けで申請がありましたみだしの給付金につきましては、山形市補助金等の適正化に関する規則（昭和５２年市規則第１０号）第６条第１項の規定により下記のとおり交付することに決定するとともに、同規則第１４条の規定により給付金の額を確定しましたので通知します。

給付金の交付請求は、所定の請求書によって行ってください。

記

１　給付金交付決定額　　円

２　交付の条件

（１）山形市補助金等の適正化に関する規則を遵守してください。

（２）山形市監査委員の監査を受けることがありますので、関係書類を給付金の交付を受けた日が属する年度の翌年度から起算して５年間は整理・保存してください。